

事 務 連 絡
平成22年 6 月 1 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産おくら)

標記については、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について」(平成22年3月30日付け事務連絡)の別添1の2の別表30によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府から、生鮮おくらの検査命令免除輸出業者として登録する旨の通報があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表30に追加し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。